

平成23年行政事業レビューシート

(文部科学省)

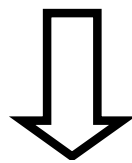
事業名	文化功労者年金の支給に必要な経費		担当部局庁	大臣官房人事課		作成責任者	
事業開始年度	昭和26年度		担当課室	総務班		総務班主査 戸部 信幸	
会計区分	一般会計		施策名	芸術文化の振興			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	文化功労者年金法第1条		関係する計画、通知等	-			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	文化功労者年金法に基づき、文化の向上発達に関し特に功績顕著な者に年金を支給し、これを顕彰すること。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	文化功労者年金法に基づき、文化の向上発達に関し特に功績顕著な者(文部科学大臣が候補者の選考を文化審議会に諮問し、その選考した者のうちから閣議了解を得て決定)に年金を支給し、これを顕彰すること。						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求	
		当初予算	774	791	809	826	861
		補正予算	△ 11	△ 14	△ 4	0	
		繰越し等	0	0	0	0	
	計	763	777	805	826	861	
	執行額	763	777	805			
執行率 (%)	100.0	100.0	100.0				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	20年度	21年度	22年度	目標値 (年度)
	本事業は、文化功労者年金法に基づき、文化の向上発達に関し特に功績顕著な者(文部科学大臣が候補者の選考を文化審議会に諮問し、その選考した者のうちから閣議了解を得て決定)に年金を支給し、これを顕彰することが目的であり、定量的な成果指標、成果実績及び達成度を示すことは困難である。			20年度	21年度	22年度	—
	達成度		%	—	—	—	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	20年度	21年度	22年度	23年度活動見込
	文化功労者年金受給者数			人	218	222	230 (231)
単位当たりコスト	3.5百万円/1人(年額)		算出根拠	文化功労者年金法施行令第1条で年金の額が規定されている。			
平成23・24年度予算内訳	費目	23年度当初予算	24年度要求	主な増減理由			
	文化功労者年金	826百万円	861百万円	受給者数の増			
	計	826百万円	861百万円				

事業所管部局による点検			
	評価	項目	特記事項
目的・予算の状況	-	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	-	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	-	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	-	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	-	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	-	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	-	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	-	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか	
	-	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果		<p>○文化功労者年金は、毎年度4月1日時点の該当者を確認して6月30日までの間(新たな決定者は決定日から3月以内)に、年額350万円を本人の口座に文部科学省から直接支給している。</p> <p>○平成22年度においては、当該年度に決定した文化功労者17人を含む、のべ230人に対し支給している。</p> <p>○本事業は、政令で定められた額を、第三者へ業務委託することなく、文部科学省が直接本人の口座に支給する制度である。文化功労者年金の性格に照らしても、また、事務的にも、現行の支給方法を見直す余地はないと考える。</p>	
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り		<p>1. 事業評価の観点:この事業は、文化功労者年金法に基づき、文化の向上発達に関し特に功績顕著なものに年金を支給するものであり、今回、長期継続事業の観点で検証を行った。</p> <p>2. 所見:文化功労者年金法に基づく、文化の向上発達に関し功績顕著な者に年金を支給し、これを顕彰するために必要な事業であることから、現行において特段の見直す点は認められず、現在の事業内容・予算規模を引き続き維持すべきである。</p>	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
補記 (過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			

文化功労者年金の支給に必要な経費(フロー図)

文部科学省
805百万円

〔文化の向上発達に特に功績顕著な者(文化功労者)に直接支給し、これを顕彰する。〕



【直接支給】

A. 文化功労者(230名)
805百万円

〔文化功労者年金法施行令に基づき、1名当たり3.5百万円を直接支給〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する) (単位: 百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者について
 記載する。費目と使途の双方
 で実情が分かる
 ように記載)

A.			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
文化功労者年金	文化功労者(1名分)	3.5			
計		3.5	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0